

Title	明治五年・茨城県大砂浅吉兄弟仇討一件の裁判史料
Sub Title	The documents of the judgment for the vendetta in Ibaragi Prefecture, 1872
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.3 (1988. 3) ,p.83- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880328-0083">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880328-0083</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治五年・茨城県大砂浅吉兄弟  
仇討一件の裁判史料

解題

明治五年五月十日、茨城県久慈郡茂宮村の大砂浅吉、子之吉の幼い兄弟が、親族の者の助太刀を得、父の仇上宮河内村の嘉吉を、那珂郡稲田村において討ち果した。本稿は、この一件に関する裁判史料の紹介である。

この仇討一件は、これまで明治時代の仇討を考察した諸氏の研究にも全く洩れており、また、茨城県地方の郷土史文献にも、私の知る限りでは、これを紹介したものは見当らない。

元治元年の春、水戸藩では尊王攘夷を主張する「天狗党」と、佐幕を主張する「諸生党」とに藩論が分裂し、はげしい騒乱が勃発した。いわゆる「天狗党の乱」である。そして八月以降、

手塚豊

約二カ月間、水戸周辺で武力衝突が相次いで発生した。

とくに九月初旬、田中源蔵のひきいる天狗党の別動隊と、藩の家老山野辺義芸の軍との間に、助川附近で激戦があった。この戦いで天狗党側の兵士であった茂宮村の源蔵は、敵方の捕虜となり、上宮河内村の嘉吉なる者が「縄取」となって護送中、嘉吉は源蔵を殺害した。

このとき、源蔵の子供の浅吉と子之吉は、六歳と三歳であったが、嘉吉による源蔵殺しの風聞を聞いた源蔵の兄弟らは、子供達の成長を待って復讐させることを考えたという。

その後数年を経た明治三年三月、上宮河内村の徳兵衛なる人が源蔵の弟源五郎を訪ねて、源蔵を殺したのはたしかに嘉吉であったことを伝えたので、源五郎らの復讐への気持が一層募ったが、その頃、嘉吉は居村から逐電して行方不明となった。

明治五年五月、那珂郡田崎村の大野鉄太郎なる者が、源蔵殺しの一件を知り、多賀郡大津村に潜伏していた嘉吉を捕え、多賀郡松岡で、出張中の県庁役人大津愼の指示を仰いだ。大津は一応嘉吉を取調べ、犯人であることが確認されたので、県の捕亡吏への添書で大野に渡した。<sup>10</sup>大野が嘉吉を運行する途中の五月十日、那珂郡稲田村において、浅吉兄弟、その叔父大砂源五郎、大砂藤之介らは、大野に嘉吉の引渡しを求めたが拒絶されたため、同夜、旅宿で大野らの抵抗を排して嘉吉を奪って殺害し、茨城県庁へ自首した。<sup>11</sup>

以上が事件の概要であるが、正に仇討である。

明治五年五月当時、茨城県には裁判所の設置はなく、裁判事務は県の聴訟課の所管であった。<sup>12</sup>しかし、同年八月十二日、茨城裁判所が新設された。<sup>13</sup>大砂浅吉らの一件の審理は、当然に聴訟課からこの裁判所へ引きつがれた。

本稿は、この茨城裁判所と司法省との間に、取り交わされた裁判関係文書の紹介である。

以下、各文書の内容を、解説する。

(1) 茨城裁判所小畑少判事より司法省に対する量刑伺

小畑少判事は、小畑美穂<sup>14</sup>である。小畑判事の量刑は、全て新律綱領に準拠したものであった。すなわち、大砂浅吉、子之吉兄弟に対しては、その行為を仇討とみとめ、関段律の「父祖被毆」の条「祖父母。父母。人ニ殺サレ。子孫。擅ニ行兇人ヲ殺

ス者ハ。答五十」を適用。しかし兩名共に十五歳以下であったから、名例律「老小癡疾收贖」の条「七十以上。十五以下……流罪以下ヲ犯ス者ハ。收贖ス」による。そして「答五十」の收贖は「贖罪收贖例図」によって「一兩一分」である。

助太刀をした大砂源五郎、藤之介の兩名には、これに直接適用する条項がないので、捕亡律「罪人拒捕」の条「死罪ニ該ル罪人ヲ。捕吏一時忿激シテ。擅殺スル者ハ。杖九十」を類推適用し。しかし「加功」すなわち幫助であったから「一等」を減じて「杖八十」とした。そうした類推は、名例律「断罪無正条」の条「凡律令ニ。該載シ尽サ、ル事理。若クハ罪ヲ断スルニ。正条ナキ者ハ。他律ヲ援引比附シテ。加フ可キハ加ヘ。減スヘキハ減シ。罪名ヲ定擬シテ。上司ニ申シ。議定ツテ奏聞ス」によつて可能であった。

さらに、情状を酌量して「贖罪收贖例図」により「杖八十」の贖罪「六兩」とした。

また、事の処理が不手際であったと思われる大野鉄太郎と大津愼に対しては、雑犯律「違令」の条「凡令ニ違フニ。重キ者ハ答四十。軽キモノハ一等ヲ減ス」によるとしているが、それならば答四十か三十の筈。ところが量刑は「呵責」となっている。答三十よりもなお軽くするという判断かも知れない。しかし「呵責」は新律綱領の正規の刑名ではない。したがって「呵責」に付される場合、格別に「違令」の条を援用するまでもない。この点、小畑判事の擬律は誤りといえる。

(2) 茨城裁判所より茨城県への通達草案と、それに関する茨城裁判所の司法省への要議

大砂兄弟らの仇討について、一応処罰済にしても、こんどは仇として討たれた嘉吉側の親類が、大砂側に対して復讐を企てるのが十分に考えられるので、そうしたことのない様に茨城県に適切な措置(例えば嘉吉の親類から誓約の受書採る)を求め、通達草案を茨城裁判所が作成、司法省の指示を求めたのである。

(3) 大砂浅吉、大砂子之吉(以上連名)、大砂源五郎、大砂藤之介(以上連名)、大野鉄太郎、大津愼らの口書。

これらの口書によって、事件の内容はかなり詳しく判明する。各文書の日附は「壬申十月」あるいは「壬申十月十日」となっているが、おそらく「十月十日」が結審日と思われる。

(4) 証人上久保嘉平次、小森藤次郎(以上連名)の口書。

嘉吉が源蔵を殺害するのを見たという二人の証言である。この上久保、小森の両名がどうしてそうした現場に居合せたのか、その他詳しい事情は全くわからない。この両名は、嘉吉と同様に諸生党の兵士であったのかも知れない。

(5) 司法省から茨城裁判所に対する質問書。

この文書は、茨城裁判所からの伺書に接した司法省が、関係

者の口書を検討した結果、いくつかの疑問点を挙げ、茨城裁判所の回答を求めたものと思われる。青木と県の捺印があるが、中判事青木信寅と少判事県信緝と思われる。彼等がこの事件の直接の担当者であったのであろう。この文書の正確な日付はわからない。欄外書込の「一月七日」は(本稿九二頁参照)、司法省内の会議日であろう。

(6) (4)の文書に対する茨城裁判所の回答。

司法省が挙示した疑問は四点あったので、それらについて茨城裁判所が回答した文書であるが、この回答でも、嘉吉が源蔵を殺した理由についてはなお判然としない。この文書の日付は不明である。なお、この文書には、大津愼(彦七郎)が既に解職されていることを示す茨城県の文書が附載されている。この解職の理由が、本件と関係があったかどうかはわからない。

(7) (2)の伺書に対する司法省指令。

茨城裁判所が、茨城県に対して嘉吉の親属が不穏の行為に出ない様に諭すことを求める件を、司法省に問合せたことは前に述べた。それに対する司法省の回答で、茨城裁判所の措置をそのまま認したのである。

(8) 茨城裁判所の量刑伺に対する司法省の指令

明治五年十月、茨城裁判所の量刑伺によると、大砂浅吉、子

之吉兄弟に対する擬律が、新律綱領に準拠していたことは、前に述べた（本稿八四頁参照）。ところが、その後、新律綱領「父祖被毆」の条は、二回に亘って改正が行われた。まづ六年二月七日・太政官布告第三十九号により、「父祖被毆律祖父母母人ニ殺サレテ孫擅ニ行兇人ヲ殺ス以下ヲ廃シ若シ犯ス者アレハ臨時奏請シテ区処ス」となり、更に四月二日・太政官布告第百二十二号で、「本年三十九号布告同律ハ取消」シ「父祖被毆律祖父母母人ニ殺サレテ孫擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ謀殺ヲ以テ論シ斬其即時ニ殺死スル者ハ論スルコト勿レ」とされた。この改正は、明治六年二月七日・太政官布告第三十七号のいわゆる復讐禁止令に対応するものであった。そしてこの、太政官布告第百二十二号の内容は、そのまま改正律例（明治六年六月十三日・太政官布告第百六号、七月十日施行）第二三二条に編入されている。

ところが、改正律例第百条には「凡例モ亦頒降ノ日ヨリ始ト為スト雖若シ事犯頒例以前ニ在テ原律罪名輕キ者ハ仍ホ原律ニ依テ定擬ス」との規定がある。これにより司法省は犯罪時の原律である新律綱領を適用したのである。したがって結果的には、茨城裁判所の量刑と全く同じである。ただ新律綱領では、收贖の条で「一兩一分」であったのが、改定律例の「改正贖罪收贖例圖」で「一元二十五銭」と呼称が変わったにすぎない。

大砂源五郎と大砂藤之介は免罪、大野鉄太郎と大津愷は無罪となっており、この点は茨城裁判所の量刑を全く覆したものである。

この司法省指令の日付は不明であるが、欄外書込の「西十一月十日」は（本稿九四頁参照）、司法省会議日と思われるので、その指令日はそれ以後、すなわち、六年十一月十日以後であろう。茨城裁判所は、この司法省指令にもとづき関係者に対して判決言渡を行ったと思われるが、その日付はわからない。

なお、司法省指令にみられる捺印は、この指令に関与した司法省官員を示し、「康毅」は七等出仕松岡康毅、「朝比奈」は十二等出仕朝比奈醇一、「長岡」は七等出仕長岡重弘、「水本」は権大法官水本成美、「小原」は中法官小原重哉、「驥」は権大検事渡辺驥、「大木」は司法卿大木喬任であり、「倉町」は不明である。この指令の日付が十一月十日以降であることは、前に述べた。とすると、茨城裁判所の伺が出てから一年以上を経過して指令が発せられたことになる。復讐禁止令も出たこととて、仇討に対する法的措置は、司法省内においても慎重な議論があったものと思われる。

以上に紹介した文書によって、この大砂兄弟の仇討の概要はわかるが、細部については不明の箇所がないわけではない。本稿が契機となって、更に新しい史料とくに地元埋れていると思われる資料が発掘されることを期待して止まない。

（1） 千葉花明「日本仇討物語」上・大正六年・一三〇頁以下。梅原北明「変態仇討史」・昭和二年・五二頁以下。大隈三好「敵討の歴史」・昭和四十七年・二〇九頁以下。稲垣史生「日本仇討一〇〇

- 選・昭和五十一年・二一七頁以下、駒敏郎「明治の仇討」・歴史と人物」昭和五十六年十一月号・一三八頁以下、稲垣史生「仇討を考証する」・昭和六十二年・二九四頁以下。
- (2) 坂井四郎兵衛「水戸見聞実記」・明治二十七年・六七頁以下、「茨城県警察史」上巻・昭和四十六年・七六頁以下、瀨谷義彦、豊崎卓「茨城県の歴史」・昭和四十八年・一八一頁以下、大野慎「茨城の郷土史」下・昭和五十五年・四〇五頁以下参照。
- (3) (4) 前掲「茨城県警察史」上巻・七六頁以下。
- (5) 「大砂源五郎、大砂藤之介口書」、本稿八九頁以下参照。
- (6) 天狗党側の殉難者を記録した「水戸藩死事録」には「大須賀源蔵、久慈郡茂宮村農、坏忠次郎ト同ク死ス、年二十九、坏忠次郎については「那珂郡山方村農、九月十一日、中染村ニ戦死ス」とある（「水戸藩死事録」下編四）・昭和五十八年覆刻版「水戸藩死事録・義列伝算稿」・一七二頁。また「靖国神社忠魂史」（昭和十年）にも「九月十一日、久慈郡中染、平民大須賀源蔵、二九」とある（第一編維新前紀・二二八頁）。ここにいう「大須賀源蔵」は本稿で紹介する「大砂源蔵」と思われる。「大砂」が「大須賀」と誤り伝えられたのであろう。なお、「水戸藩死事録」の記事は、日立市郷土博物館の川崎松寿氏の御示教による。その学思を謝す。
- (7) (8) 註5に同じ。
- (9) (10) 「大野鉄太郎口書」、「大津愷口書」・本稿九二頁以下。なお、前掲「茨城県警察史」上巻によると、茨城県では明治五年八月に「捕亡規則」が制定され、捕亡三十人が置かれたとしている（一六四頁）。しかし、「大野鉄太郎口書」および「大津愷口書」では、明らかに明治五年五月の時点で、「捕亡方」が存在していたことが明示されている（本稿九二頁、九二頁参照）。
- (11) 註5に同じ。
- (12) 前掲「茨城県警察史」上巻・一六〇頁。
- (13) 前掲書・一六四頁、「司法沿革誌」・昭和十四年・二〇頁。
- (14) 明治五年一月「官員録」・一八八枚表。
- (15) 明治六年四月九日・司法省上申に「新律上刑名ハ答一十二止り候訳ニテ阿責ト申ハ旧来其罪輕ク答一十二至ラスシテ警戒ヲ加フヘキモノ只阿責シテ放免スルノミ固ヨリ刑名ノ定分ニハ無之候……或ハ阿責シ或ハ阿責セサルモノニ裁判官ノ所見ヲ以テ処分致来候……刑律上更ニ差支無之候云々」と述べ、正規の刑名ではないが、阿責という処置は容認している。因みに改定律例（明治六年七月）第六條には「凡所犯極テ輕ク罪懲役十月ニ及ハサル者ハ止テ阿責シテ放免ス」とあり、阿責は正規の刑名となっている。
- (16) 明治六年一月「官員録」・一八五枚裏表。
- (17) 本文でも述べたごとく新律綱領における「答五十」の收贖は「一兩一分」であるが（名例律「老小廢疾收贖」）、この「答五十」は、明治五年四月・太政官布告第一一三號の「懲役例圖」によって「懲役五十日」に換刑されており、この「懲役五十日」の收贖金が「一兩二十五錢」である（改定律例「改正贖罪收贖例圖」）。
- (18) 明治六年一月・前掲「官員録」・一八一枚裏、一八三枚裏、一八六枚裏、一九六枚裏、二〇二枚裏。
- (19) 大木喬任は、六年十月二十五日に司法卿に就任した（顯要職務補任録」上・明治三十六年・一一六頁）。

前註

(1) 本史料の出典は、法務図書館蔵「明治六年・諸県口書」三十四

關段・第九四三号である。

(2) 文書の配列は、全て原本のままである。

(3) (1) から (8) までの標題は、全て手塚が附したものである。

(1) 茨城裁判所小畑少判事より司法省に対する量刑伺

小畑

父被殺テ復讐スル者關段律祖父母母人ニ殺サレ子孫擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ答五十ニ可<sup>孫持非塚註</sup>処<sup>以下同シ</sup>ノ情状原諒スヘキヲ以テ贖ヲ聽スヘキ<sup>以下同シ</sup>処其十五歳以下ナルヲ以テ

収贖金壹兩壹分宛

大砂 浅吉

但官ノ捕縛ニ非サルニ依テ囚人ヲ以テ論セス

大砂 子之吉

兄被殺テ其兄ノ子復讐ノ節俱ニ加功スル者捕亡律死罪ニ該ル罪人ヲ捕吏一時忿激シテ擅殺スル者ハ杖九十ト云ヲ以照擬シ其加功タルヲ以テ一等ヲ減シ杖八十ノ処尚ヲ情状原諒スヘキニ依テ贖罪ヲ聽ス

贖罪金六兩宛

大砂 源五郎  
大砂 藤之介

違式之輕

呵責

大津 嶺  
大野 鉄太郎

壬申十月十三日

小畑 少判事

司法大少丞 御中

(2) 茨城裁判所より茨城県への通達草案とそれに関する茨城

裁判所より司法省への稟議

久慈郡茂宮村農故源蔵伴大砂浅吉並二男大砂子之吉儀父之復讐申立捕縛就居候同郡上宮河内村嘉吉ヲ及殺害源蔵弟大砂源五郎大砂藤之介儀者右之節俱ニ力ヲ戮セ候始末不法ニ付一同裁判所ニ於而遂糺明候処嘉吉儀旧水戸国難之砌源蔵ヲ殺シ其後脱走致シ且前書捕縛者官府より召捕候儀ニ而者無之段致明白今般浅吉外三人別紙之通申渡候間後日同人共江対シ心得違之儀も有之候而者不相濟次第ニ付嘉吉親類者必ス右体之儀無之様御論被置度尤右親類共より受書取之御差上可有之候也

壬申十月

茨城裁判所

茨城県 御中

別紙之通地方官江掛合取計可申哉与相考候間草案ヲ以相伺申候間御指図有之度候也

壬申十月十三日

小畑 少判事

司法大少丞 御中

(3) 大砂浅吉、大砂子之吉(以上連名)、大砂源五郎、大砂藤

之介(以上連名)、大野鉄太郎、大津懐らの口書

久慈郡茂宮村

農 大砂 浅吉

申十四歳

右浅吉弟

大砂 子之吉

申十一歳

右申口

(附箋—手塚註)

先般ハ口書本紙差出候処、

此度者写与引替御回申候事

父之致復讐候始末御吟味御座候

此段申上候私共儀浅吉ハ高三十石受持家内九人暮罷在子之吉

者兄手許江被育居申候然ル処私共父源蔵儀去ル子年旧水戸国

難之砌一方之大将ニ随ヒ敗軍之節同九月十一日敵方之生捕与

相成敵陣江被引送候途中緦取之者同郡上宮河内村農嘉吉ニ首

打落され候由ニ而其砌浅吉ハ僅ニ六歳子之吉者三歳ニ罷成以

まだ物之弁別も無之候処右之次第者叔父大砂源五郎並大砂藤

之介両人之者兼而能致承知居私共江復讐之儀追々申論私共成

長ニ随ヒ右教諭之儀漸々身ニ染父ノ仇者俱ニ天ヲ載くべから

ざる筋道等乍幼年も聊合点致シ今日ニモ嘉吉ヲ見当リ候ハ、

屹ト仇ヲ報可申キ存込居候得共同人儀ハ其以前村方脱走<sup>(附箋—手塚註)</sup>嘉吉

ハ戊辰年三月八日<sup>(附箋—手塚註)</sup>致シ行衛不<sup>(附箋—手塚註)</sup>相分私共幼少之身分遠方行衛

ヲ尋候儀不任心遣恨難堪空く日月ヲ押送居候内当五月十日嘉

吉儀御役筋より御召捕ニ相成候由叔父源五郎共より承り組ニ

就居候者ヲ復讐致候者奉恐入候儀ニ御座候得共私共於胸中難

忍情態有之叔父共一同嘉吉跡ヲ尋馳參リ同夜那珂郡稲田村内

ニ而私共兩人刃物ヲ以終ニ嘉吉ヲ打留メ叔父共ハ右之節私共

江力ヲ戮セ追而沓刃ツ、限ミヲ報候段御役筋江訴出候始末委

細ハ叔父源五郎共より申上候通相違無御座候然ル処前書召捕

ニ相成候ハ其筋之御役人ニ而無之候ニ付嘉吉儀末々御県庁之

囚人<sup>(附箋—手塚註)</sup>与申名儀ニハ無之段今般御吟味ニ就き初而承知仕候儀ニ

御座候

右之通申上候処私共儀久慈郡上宮河内村嘉吉与申せし者父之仇

ニ候ハ、捕縛ニも就居候上ハ猶更其筋江訴出裁断可受処無其儀

擅ニ及斬殺候次第官符之囚人ニ無之段ハ糺明ニ依り相分候とハ

乍申右始末不法之旨御吟味受無申披奉恐入候

右之通相違不申上候 以上

壬申十月十日

右 大砂 浅吉

大砂 子之吉

茨城御裁判所

久慈郡茂宮村

農 文吾衛門 伴

大砂 源五郎

申三十三歳

右 弥一兵衛 養子

大砂 藤之介

申二十四歳

右申口

復讐之方ヲ戮セ候始末御吟味御座候

此段申上候私共儀源五郎ハ父文吾衛門手元ニ而農業罷在蔵之介ハ右文吾衛門三男ニ而當四月中同村称一兵衛養子ニ罷成養父手元ニ而農業罷在候然処私共兄源蔵儀去ル子年旧水戸国難之砌俗ニ天狗党ヲ唱候一派之大将天津彦之允殿江付随ヒ同九月十一日同郡助川村之戦ニ一軍無利シテ相敗レ源蔵儀同所落行候節敵方之者江被召捕同郡上宮河内村農嘉吉ヲ申者繩取ニ而敵陣江被引送候途中同人義如何之心底ニ而候哉刀ヲ以源蔵首ヲ打落候由風評承リ甚無念ニ存候得共其砌同人伴浅吉者六歳ニ男子之吉ハ三歳ニ罷成復讐之義理等相弁候様も無之同人共後年成長致候ハ、私共力ヲ添屹ト復讐爲致可申旨存込居候内去ル辰年三月上旬兼而知人當節死亡前書上宮河内村農園徳兵衛私共方江參嘉吉儀源蔵ヲ首打候次第ハ愈以相違無之段告知セ候間最初風聞而已承リ及居候時よりハ助太刀之念一層の切ニ相成嘉吉動靜相伺候処其機ヲ察シ候哉同月八日村方致脱走行衛不相分候ニ付遺恨如山空敷押移居候処浅吉兄弟共漸々生長致候ニ付父之仇俱ニ天ヲ戴くべからざる義理合申聞今日にも若シ嘉吉ヲ見當リ候ハ、屹と仇ヲ報申候様相論不本意月日ヲ送來候処當五月十日嘉吉儀御役筋より御名捕御県庁江引

送リニ相成候由評判承リ一旦捕縛ニ就候者ニ手ヲ出候儀者奉恐入候得共數年來之怨恨此時ニ晴シ不申而ハ何之時ニ欺相晴シ可申ヲ存浅吉子之吉並私共兩人同道嘉吉跡ヲ尋那珂郡福田附近迄迄駐參候処嘉吉繩ニ懸リ被引行候ニ逢候ニ付繩取之人大野鉄太郎江懸合復讐之儀願出候得共縛ニ就候上ハ仮令父兄之敵たりとも復讐等不相成旨被申問候得共猶遺憾ニ思ヒ私共も其跡ニ就右稲田村内江罷越候処同村より夫役鉢之者數人出方致弥以警衛嚴重ニ相成押テ願出候ハ忌憚之至ヲ存候得共眼前敵ヲ見受候より遺恨平日ニ増加シ浅吉兄弟共申迄も無之私共ニ於テモ難堪情態有之前書鉄太郎江度々復讐之歎願申立候得共一切聞入無之不而已此上ニも相願候所存ナレハ此方相手ニ可相成旨被申問候然ニ私共ニおゐてハ前ニも申上候通御役筋江對シ暴動相働き候心底ハ無之義ニ付夫より歎願等ハ不申立乍併嘉吉ヲ討洩シ候ハ如何ニも残念至極ト相考同夜同人旅宿ニ立越シ夫役之姿ヲ相成刃物ハ人之目ニ不立様身ニ引付ケ右夫役之者ニ紛レ浅吉外三人嘉吉ニ近寄り右兄弟ニ復讐爲逐候心得ニ而嘉吉ヲ引立ント致候処警衛之人より被指咎鉄太郎ハ抜刃外數人者樗或ハ薪等ヲ携立向ヒ不得止時宜ニ立至リ候より敵討致候訳ニハ無之候得共本望爲遂度一念より私共兩人刃物ヲ以相支江浅吉兄弟ニ嘉吉ヲ打留させ私共儀も同人江一ト刃乍突掛一同同所馳去自宅江ハ罷歸夜中茨城御県庁江自首致候儀ニ御座候然ル処前書大野鉄太郎ヲ申ハ平民ニテ其御筋之御役人ニ而ハ無之嘉吉儀先年人命ヲ絶候聞江有之自分了

簡ヲ以同人ヲ差抑御県庁等外四等之次席内使彦七郎殿事大津  
愼殿申談捕亡様御許江差送リニ相成居候途中之由ニテ実者御  
県庁之囚人ト申儀ニハ無之段今般御吟味ニ就初而承知仕候御  
儀ニ御座候且ツ右之外ニも子細可有之旨再応御吟味御座候得  
共前申上候他異儀毛頭無御座候

右之通申上候処私儀久慈郡上宮河内村嘉吉申セシ者兄之仇ニ  
候ハ、捕縛ニも就居候上ハ尚更其筋被訴出裁断可受処無其儀姪  
大砂浅吉外一人ヲ助擅ニ及斬殺候次第官符之囚人ニ無之段ハ糺  
明ニ依相分候与ハ乍申右始末不法之旨御吟味受無申披奉恐入候  
右之通相違不申上候 以上

壬申十月十日

右

大砂 源五郎

大砂 藤之介

茨城御裁判所

茨城県貫属 士族

大津 愼 口上

久慈郡上宮河内村嘉吉捕縛一件に引合候始末御吟味御座候  
此段申上候私儀茨城県等外四等之次席内使勤仕中多賀郡松岡  
表出張之御久慈郡上宮河内村嘉吉儀ハ人命ヲ絶脱走致候者之  
由ニテ当県士族大野謙介<sup>（大野）</sup>厄介之平人大野鉄太郎ヨリ差抑私出  
張向キニ連来候処其節詰合之上役モ無之候ニ付私ヨリ嘉吉ヲ  
一応相尋候得者旧主家国難之時分久慈郡茂宮村源蔵ヲ殺候儀

全ク相違無之段申出 不容易者ニ付捕縛之儀捕亡方江連行候様  
鉄太郎江申聞其段捕亡吏江申通シ候書状ヲ鉄太郎江相渡出張  
所ヲ差立候儀ニテ右者一旦其筋之役人江掛合差因相待可申処  
不研究ヨリ其儀届兼筋違之及取計候段ハ今般御吟味ニ就キ初  
メテ考当申候

茨城御裁判所

壬申十月十日

右 大津 愼

茨城県貫属

士族大野謙助厄介

平民

大野 鉄太郎申口

申三十七歳

久慈郡上宮河内村嘉吉ヲ致捕縛候始末御吟味御座候

此段申上候私儀那珂郡田崎村江居住致居家内五人暮之村内下  
作ヲ以渡世罷在然久慈郡上宮河内村嘉吉儀ハ旧水戸藩国難  
之御同郡茂宮村源蔵ヲ殺シ脱走致シ候者之由兼而致承知居候  
処立返リ多賀郡大津村辺江相隠レ居候由承リ右様之者其儘ニ  
致シ置候テハ宜敷有之間敷ト相考ヘ分外之事トハ乍存嘉吉ヲ  
指押同郡松岡表江連越シ同所御出張之内使大津愼殿へ申談候  
得ハ同人ヨリ嘉吉ヲ一応尋ニ相成候処<sup>（蔵）の字誤</sup>源蔵ヲ殺候儀全ク相違無

之段申出候甲ニテ捕亡方江差送り候様申聞ニ相成私連行候途  
中当五月十日源蔵伴浅吉其外ニ而復讐之儀再応申立候ニ付同  
人共江猥ニ復讐致サセ候而ハ相成中間敷ト存一時方便之為メ  
官ヨリ御召捕ニ相成候囚人之段申聞復讐之儀許シ不申候処同  
夜窃ニ嘉吉ニ忍ヒ寄り引立ント致シ事切迫ニ立至リ候ニ付私  
儀ハ抜刃外敷人ハ棒或ハ薪等ヲ携ヘ相防ぎ候得共押而同人ヲ  
指押ヘ立去リ候ニ付追行候内誤而相蹴ぎ距離隔リ候より終ニ  
遂復讐候儀ニ御座候右始末委細ハ浅吉其外ヨリ申立候通相違  
無御坐候

右之通申立候処私儀久慈郡上宮河内村嘉吉人命ヲ絶一旦脱走致  
シ立返リ相隠れ居候段承り候ハ、其筋江可訴出者猥ニ差押候始  
末不法之旨御吟味受無申披奉恐入候

右之通相違不申上候 以上

壬申十月

右 大野 鉄太郎

茨城御裁判所

(4) 証人上久保嘉平次、小森藤次郎(以上連名)の口書

久慈郡上宮河内村 農

上久保 嘉平次

小森 藤次郎

右申口

同村嘉吉儀同郡茂宮村源蔵ヲ致殺害候節之始末御尋ニ御座候

此段申上候私共儀去ル子年旧水戸国難之時分夫役ニ罷出居候  
処上宮河内村ニ而嘉吉儀源蔵ヲ首打落候始末吃度見届居候段相  
違無御坐候

右之通ニ御座候

右 上久保 嘉平次

壬申十月十日

小森 藤次郎

茨城御裁判所

(5) 司法省から茨城裁判所に対する質問書

一月七日付ス

(欄外書込—手塚註)

源蔵害ニ逢フノ事状大津憤ノ糺問ト嘉平次藤三郎ノ  
見届ヲ以テ明カナリト雖モ嘉吉何等ノ事故ヲ以テ害  
ヲ加ヘタルヤ其趣旨未タ審カナラス且対陣戦争ノ際  
敵ヲ生捕束縛スルニ細取ノ身分ニテ司令ノ命ヲ俟ス  
私ノ宿怨モテ恣ニ殺害スルコトヲ得ヘカラス若シ恣  
ニ害セハ軍律ノ赦サ、ル所ナルヘシサレハ嘉吉平素  
ノ私怨アリテ殺害シ即時軍律ニ犯スノ罪ヲ恐レテ脱  
走セシヤ将又彼藩恢復ノ後党派ノ害ヲ避ケテ逃走セ  
シヤ事実意味イマ一層精密ニ推明アランコトヲ望ム

青木

縣

青木

大野鉄太郎罪人ヲ縛シテ出張所ニ連来ルニ詰合上ハ  
役ナキトキハ賤役トイヘトモ一応糺サ、ルヲ得ス糺

縣

シテ殺人タルノ実ヲ得ルトキハ捕縛ノマ、捕亡更  
ヘ移スハ当然ニテ専断ノ罪アリト言ベカラス雖然内  
使出張所ノ取扱規則予メ定メアリテ其規則ヲ犯セル  
ヤ

青木

臨時警護ノ人ヲ抑阻セシ事態詳カナラス始末尚ホ委  
シク書載セ申スヘキ事

青木

人命ノ重キ之ヲ犯ス者ハ大赦ト雖モ免サ、ル所ナリ  
故ニ直チニ犯者ヲ縛シ訴出ル何ソ不法ト云ハン然ト  
雖モ右等ノ事ニ付県庁ヨリ別令アリシヲ違背スルノ  
責ハアリヤ

(6) (4) の文書に対する茨城裁判所の回答

第一条

源蔵害ニ逢ヒシハ水戸藩紛擾ノ際ニテ何等ノ事故有リヤ否ヲ審  
カニセス且本人俱ニ死亡スレハ其趣旨追糺スルコトアタハサル  
ナリ將亦嘉吉緇取ノ身分ニテ擅ニ捕縛人ヲ殺害スレハ軍律ノ赦  
サ、ル所云々トアリ然ルニ甲子年ハ正奸ノ二派相戦フノ時ニテ  
嘉吉ハ姦徒ニ仕役セラル、者ナレハ仮令私怨ヲ以殺害ニ及フト  
モ正シキ軍律無キニ庶箴カラン歟且姦家ノ主宰タル者ハ戊辰ノ  
年全藩恢復ノ砌皆誅戮セラル此故ニ其本末明詳ナラザルナリ且  
嘉吉源蔵ヲ殺害シ即時脱走セシニアラス其後戊辰年三月中逃走

附箋 (手塚註)

嘉吉ノ脱逃セシヤ其際ニ当リ浅吉其外二人ノ者先年  
源蔵ヲ殺害セシハ嘉吉タルノ確証ヲ得其動靜ヲ窺フ  
ノ時ナレハ暗ニ其機ヲ察シ脱走セシニ庶箴カラン歟

第二条

大津憤ハ茨城県内使相勤ル者ニテ捕縛有ルニ非ラス然ル上ハ嘉  
吉ナル者ハ官ノ囚人ト言フベカラス然リト雖内使出張所ニ定則  
アリテ其規則ヲ犯セルニハ非ラサルナリ

第三条

臨時警護ノ人ヲ抑阻セシ事態詳カナルハ口書ニ書載スレハ茲ニ  
贅セス

第四条

大野鉄太郎犯者ヲ縛シ訴出ル云々県庁ヨリ別令アリシ違背セシ  
ニアラサルナリ

大津 彦七郎

右者世襲之卒より当県内使申付松岡出張中免職申付候者ニ有之  
候此段御答ニおよひ候也

壬申九月廿七日

茨城県

裁判所 御中

追而捕縛之權有之候事ニ而ハ無之候事

(7) (2) の伺書に対する司法省の指令

青木

大砂浅吉外三人処刑ニ付嘉吉親屬共論シ方地方官互掛合之儀  
別紙御見込草案之通御達置可有之候也

明治六年四月 日

丞

茨城裁判所 御中

(8) 茨城裁判所の量刑伺に対する司法省の指令

青木

倉町

西十一月十日付ス 康毅 (欄外の書込と印——手塚註)

甲子ノ国難ニ当リ嘉吉本人ノ父ヲ殺シテ逃走シ所在ヲ知ラス

二兇積年復讐ノ念止マズ憤鬱搜索ノ際嘉吉縛ニ就ヲ聞テ追躡

シテ之ヲ殺ス其犯罪ハ壬申五月ニシテ父祖被毆改正律ノ頒布

ハ今年四月ニ在ルヲ以テ断罪依新頒律条例ニ依テリ新律綱領

ニ依テ定擬ス

聞毆律父祖被毆旧条

父母人ニ殺サレ子孫擅ニ行兇人ヲ殺ス者其即時ニアラス及ヒ

曾テ官ニ告ケサルヲ以テ懲役五十日ノ処十五歳以下ナルニツ

キ例ニ依

收贖金一円廿五銭宛

大砂 浅吉

大砂子之吉

専ラ二叔ニ誘導セラレ事果ルヤ直チニ共ニ自首スルヲ以テ其

看守護送人ヲ拒防スル等ニ係ル罪ハ首免ヲ与フ自首スルヘキ  
ヲ以テ之ヲ問ハス

姪幼ニシテ復讐ス己レモ亦兇ノ仇ナルヲ以テ専ラ誘導協力シ  
其護送看守人ヲ拒防シストイヘトモ傷セ及ヒ仇ノ屍ヲ傷スル  
ト雖モハ直チニ自首スルヲ以テ

免罪

大砂 源五郎

大砂 藤之介

其職ニ在ラスト雖モ人命ヲ犯ス者ヲ知テ直チニ縛シテ訴出ル  
罪ノ論スヘキナン

無罪

大野 鉄太郎

臨機其身ニ該ルノ職掌ヲ尽スノミ罪ノ科スヘキナン  
無罪

大津 愷

青木

康毅

長岡

水本

小原

驥

不明

大木

後記 本稿起草に際し、中山勝君(国学院大学大学院研究生)、根本敬

彦君(明治大学助手)の御支援をうけた。また古文書の解説につい

ては、志木古文書同好会の中田千美氏、井出章子氏の御示教を得た。

ここに記して諸氏の学恩を謝す。

(七月八日稿)